

平成27年 1月 5日

泉佐野市建設工事登録市内業者 各位

泉佐野市発注の建設工事における 建設事業者の社会保険加入促進について

泉佐野市では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争関係を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に資するため、本市が発注する建設工事において、下記の通り、建設事業者の社会保険※の加入促進に取り組むこととしましたので、お知らせします。

※社会保険とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

記

平成28年度の泉佐野市入札参加資格登録審査申請（定期申請）から申請に必要な資格として社会保険の加入を条件とします。また、平成28年度以降の工事に配置する主任（監理）技術者について、経営事項審査の申請時に提出した技術職員名簿に記載のない技術者を配置する場合は、社会保険の加入状況を確認します。※法令により適用除外とされる事業者は除きます。

（登録申請時の具体的な内容）

- 1 有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審通知書」という）の社会保険加入の有無欄を確認し、社会保険未加入業者は入札参加資格登録ができません。
ただし、社会保険加入の有無欄が「無」となっている場合においても、経審通知書の基準日以降に社会保険の加入が整えば、年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書」、公共職業安定所発行の「雇用保険適用事業所設置届事業主控」により確認することとし、書類の提出がない場合は、登録できません。
- 2 社会保険に関する誓約書が必要となります。
- 3 有効かつ最新の経審通知書の申請時に提出した技術職員名簿の写しが必要となります。
- 4 【市独自様式2-1】No. 3の「2. 上記以外の技術者」に記載の技術者が、上記3の技術者名簿に記載されていない場合は、社会保険加入を証明する書類の添付が必要となります。

なお、平成28年度以降の発注工事については、各工事の配置予定技術者は【市独自様式2-1】No. 3に記載の技術者でなければ、入札参加できないものとします。

また、監理技術者は、入札参加申請時に3か月以上の雇用が確認できなければ、認められませんので、注意してください。

※登録申請の変更届は随時受け付けていますので、雇用状況が変れば、その都度変更届を提出してください。3の経審の申請時に提出した技術職員名簿の写しは平成27年度の登録申請から必要です。